

意見交換会（第 1 回）における御意見等

＜位置づけ・定義＞

- 課題についてはおおむね同意。海外の動向も見ながら、今後も継続して B S の定義やガイドラインのアップデートをしていく必要。【大堂委員】
- 課題及び対応案についてはほぼ同意。使用者及び事業者双方にとって、ガイドラインのような何らかの目安は必要。【梶田委員】
- ガイドラインの策定により、これまで農家が工夫してやってきた農法が規制されるようになることを懸念。【手塚委員】
- ガイドラインの策定については基本的に賛成。ガイドラインを遵守しない者をどのようにして規制・指導していくのかが重要。【鳴坂委員】
- B S を使用したいと思ったときの 1 つの指標になるので、ガイドラインの策定については基本的に賛同。【森宗委員】
- 定義を定めるのは最初にやるべきこと。その際、海外との整合性の観点から、欧米における B S の定義を参考にするのは妥当。【森宗委員】
- 事業者が既存の法規制を遵守するのは当然のこと。【梶田委員】
- B S と農薬や肥料との関係について、どこで線引きをすればよいのか分かりにくいいため、考え方の整理が必要。【鳴坂委員】
- 農薬の効能に類似した表示を行う B S もあり、過剰広告なのか本来は農薬なのかを明らかにする必要がある。【大堂委員】

＜効果・表示＞

- 根拠となる情報の基準が必要。【大堂委員】
- 査読付き文献であっても、限定的な試験条件が用いられている場合があるため、網羅的に試験されているかが文献の使用可否に関わる。【大堂委員】
- 科学的に判明している事項と、効果として安定していない、不確かさが残るような事項は区別する必要。【大堂委員】
- 実験室での結果だけではなく、ほ場試験の結果が必要。学術文献についても実際に農家が栽培する作物での事例があるとよい。【森宗委員】
- 効果について、誰が見ても科学的に説明がつくのであれば、遺伝子レベルの反応を確認することまでは求めなくてもよいのでは。【森宗委員】
- 実ほ場でのデータは必要であるが、効果を謳うのであれば、遺伝子レベルのデータなどの科学的根拠を示すべきである。【鳴坂委員】

<安全性>

- 安全性をどう担保するかが重要。求められた際には、例えばSDS（安全データシート）を提供する、成分を明らかにするなど、何らかのルールが必要。【鳴坂委員】
- 海外からの輸入製品等、日本にもともと存在しない微生物を原材料とした製品をほ場に施用した場合の日本固有の微生物への影響を懸念。【手塚委員】
- 一定のデータは必要。将来的には、成分や製法等についての届出制度も考えてはどうか。【森宗委員】
- 米国のガイドライン案の中で、「汚染物質でないこと」、「微生物の場合は病原体でないこと」の証明が要求されているので、参考にしてはどうか。【大堂委員】
- 費用が掛かる試験は難しいかもしれないが、肥料登録で必要な植害試験は必要だと思う。また、Ames 試験はそれほど大変な試験ではないのでやってもよいのではないか。【鳴坂委員】

<その他>

- 要望があればできる限りの情報を提供するというスタンスは必要。【梶田委員】
- BSは生物的な要素が含まれる。農業は生物の世界。農薬や肥料は科学で証明できたが、生物の世界では証明が難しい、というのが農業現場の実態。【手塚委員】